

平成24年度集団指導資料 【全サービス共通】

平成25年2月
岡山県保健福祉部長寿社会課

目 次

1	介護保険法等に基づく設備及び運営等の基準を定める条例	1
2	介護保険指定事業者に対する指導及び監査等	
(1)	介護保険事業者に対する指導及び監査の実施方法	5
(2)	業務管理体制の整備及び介護保険事業者の法令遵守	10
(3)	行政処分案件	14
(4)	会計検査院「平成23年度決算検査報告」における不適正に支払われた 介護給付費の概要	17
3	「介護サービス情報の公表」制度	20
4	労働法規の遵守	23
5	介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応に係る指針 ＜介護保険事業者・事故報告書＞	25
6	介護職員処遇改善加算	28
7	介護サービス事業所・施設の指定（許可）更新手続	38
8	介護職員等による喀痰吸引等の実施	40
9	医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条 の解釈	44
10	ストーマ装具の交換	47
11	高齢者の権利擁護	50
12	感染症等の予防対策	65
13	従業者の資格の確認等	
(1)	医師・歯科医師の資格確認	73
(2)	介護支援専門員の資格確認	75
14	介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱い	82
15	地域包括ケアシステム推進事業（中山間地域等在宅介護サービス強化事業）	99
16	防災情報メール配信サービス	107
17	質疑照会等	108

1

介護保険法等に基づく設備及び運営等の基準を定める条例

1 社会福祉法、老人福祉法及び介護保険法に基づき規定された条例

【平成24年10月5日公布 平成25年4月1日施行】

- 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例
(岡山県条例第59号)
- 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例
(岡山県条例第60号)
- 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例
(岡山県条例第61号)
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
(岡山県条例第62号)
- 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
(岡山県条例第63号)
- 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例
(岡山県条例第64号)
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例
(岡山県条例第65号)
- 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例
(岡山県条例第66号)

2 条例運用に当たっての解釈通知

条例に本県独自に盛り込んだ基準等について、運用上の留意事項を定めました。本県独自基準部分以外については、国の基準省令の運用のために発出された解釈通知において示されている内容が準用されます。

- ◆ 社会福祉法に基づき条例で規定された軽費老人ホームの設備及び運営の基準について
(平成25年1月15日付け長寿第1865号)
- ◆ 老人福祉法に基づき条例で規定された養護老人ホームの設備及び運営の基準について
(平成25年1月15日付け長寿第1866号)
- ◆ 老人福祉法に基づき条例で規定された特別養護老人ホームの設備及び運営の基準について
(平成25年1月15日付け長寿第1867号)
- ◆ 介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等について
(平成25年1月15日付け長寿第1868号)
- ◆ 介護保険法に基づき条例で規定された指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等について
(平成25年1月15日付け長寿第1869号)
- ◆ 介護保険法に基づき条例で規定された介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準について
(平成25年1月15日付け長寿第1870号)
- ◆ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づき条例で規定された指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準について
(平成25年1月15日付け長寿第1871号)

3 条例及び解釈通知等掲載ホームページ

【岡山県HP>「組織で探す」>「長寿社会課」>(右側)【関連情報】に掲載

- (1) 『社会福祉法、老人福祉法及び介護保険法に基づく設備及び運営等の基準を定める条例』
<http://www.pref.okayama.jp/page/299388.html>
※国の省令と県の条例の対比表形式で掲載。
- (2) 『社会福祉法、老人福祉法及び介護保険法に基づく条例で規定された基準の解釈通知』
<http://www.pref.okayama.jp/page/305955.html>
- (3) 『指定居宅サービス事業所及び介護保険施設の運営等に関する県発出関連通知』
<http://www.pref.okayama.jp/page/305956.html>
※各サービス別に報酬算定や運営に関して、県が独自に発出した通知を掲載。

4 岡山県独自基準及びその運用

- (1) 内容及び手続の説明及び同意 <介護保険法：全サービス>
利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。
- (2) 基本取扱方針に規定する質の評価 <老人福祉法＋介護保険法：全サービス>
提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。
また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。
- (3) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用 <社会福祉法＋老人福祉法＋介護保険法：全サービス>
成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。
事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。
- (4) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修 <社会福祉法＋老人福祉法＋介護保険法：全サービス>
従業員の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。
事業者は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）」の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

(5) 記録の整備に規定する保存年限

＜社会福祉法＋老人福祉法＋介護保険法：全サービス＞

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度（目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度）の終了後、五年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

(6) 非常災害対策

＜社会福祉法＋老人福祉法：全サービス＞

＜介護保険法：通所系及び入所系サービス＞

事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、事業者として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

ア 事業者は、利用者の状態や当該事業所が所在する地域の地理的実情（津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等）を踏まえ、想定される災害の種類（津波・高潮・土砂災害・地震・火災等）ごとに、その規模（当該事業所の所在市町村全体・所在地域・当該事業所・当該事業所の一部分か等）及び被害の程度（ライフラインが1週間程度で復旧される場合、事業所内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等）に応じた実効性のある具体的な計画（消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法（昭和三十二年法律第八十六号）第八条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所においては、その者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りに努め、全ての従業員がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

イ アの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。

ウ 事業者は、非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように、事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求めるものである。

エ 非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすることを求めるものである。

(7) 食事に規定する地産地消

＜社会福祉法＋老人福祉法：全サービス＞

＜介護保険法：入所系サービス＞

食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。

(8) その他サービスの提供

＜社会福祉法＋老人福祉法：全サービス＞

＜介護保険法：入所系サービス＞

充実した日常生活につながるよう、利用者からの要望を考慮して、個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。

(9) 設備及び備品等に規定する廊下の幅

＜介護保険法：(介護予防)短期入所生活介護＞

併設型の短期入所生活介護事業所のうち、地域密着型介護老人福祉施設を本体施設としてこれに併設しているものについては、住み慣れた地域における在宅介護を支えるサービス基盤の整備を円滑に進める視点から、廊下の幅は、本体施設に係る廊下の幅以上で足りることとしたものである。

2 - (1)

指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法

1 集団指導

- 原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。
- 平成23年度実施の集団指導から、全サービスで資料の配付は行わず、事前に長寿社会課ホームページよりダウンロードの上、印刷して持参して頂く方法に変更しました。
- 平成21年3月実施の集団指導以降の各年度の資料については、長寿社会課ホームページに掲載していますので、御活用ください。

2 実地指導

- 介護サービス事業者等の所在地において、自己点検シート（岡山県版）により、事業者が自己点検した結果に基づき、ヒアリングを行うことにより実施します。
- 指導内容
介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び介護報酬請求について指導します。（必要に応じて過誤調整）
 - ① 事前に提出を求める書類等
 - ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（直近の1ヶ月又は4週間）
 - ・緊急やむを得ず身体的拘束等を行っている入所(利用)者（入所・通所サービスのみ）
 - ② 実地指導日に提出を求める書類等
 - ・自己点検シート（人員・設備・運営編）
 - ・自己点検シート（介護報酬編）

3 監査

- 監査は、入手した各種情報が人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、介護保険法第5章の規定に基づき実施します。
各種情報とは、
 - ① 通報・苦情・相談等に基づく情報
 - ② 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
 - ③ 国民健康保険団体連合会・保険者からの通報
 - ④ 介護給付費適正化システムの分析により特異傾向を示す事業者情報
 - ⑤ 介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報等の幅広い情報であり、これらの情報から指定基準違反や不正請求が認められる場合には、厳正かつ機動的な対応を行います。

※原則として、無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、より実効性のある方法で行っています。

4 営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施

介護保険サービス事業者の不正事案を防止して介護保険サービスの適切な運営を確保する観点から、「経済財政改革に関する基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）を受け、厚生労働省では、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し監査を実施」することし、本県においても、この国の方針を踏まえ、この5年間で営利法人が運営する介護サービス事業所に対する監査を、順次、実施してきました。

本年度が、当該監査実施の最終年度となりますので、所管県民局から監査実施通知のあった事業所で、まだ未回答の事業所は、早急に県民局に提出してください。※報告徴収に従わず、又は虚偽の報告をしたときは、指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することがあるので十分留意してください。

5 報酬請求指導の方法

指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに介護報酬（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行いますが、報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

6 過誤調整の返還指導（※監査における不正請求は、保険者より返還命令）

実地指導等において、過誤調整が必要と思われる場合は、原則として次のとおり取り扱います。

- ①介護サービス提供の記録が全くない場合は、サービス提供の挙証責任が果たせていないため返還を指導します。
- ②基準省令及び告示に明記されている基準・加算要件等を満たしていない場合は返還を指導します。
- ③厚生労働省が発出した各種通知類（解釈通知、留意事項通知、Q&A）の内容が遵守されていない場合は是正を指導します。

※平成19年3月1日付厚生労働省介護保険指導室事務連絡『「介護報酬請求指導マニュアル」に基づく介護請求指導に関するQ&Aについて』で「解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合」は遡及しての過誤調整が「有」とされていますので、十分ご注意ください。

事務連絡

平成19年3月1日

都道府県
各市町村 介護保険指導監督担当主管課（室）御中
特別区

厚生労働省老健局総務課
介護保険指導室

「報酬請求指導マニュアル」に基づく
加算請求指導に関するQ&Aについて

介護保険制度の指導監督については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、別添のとおり、「加算請求指導に関するQ&A」を作成しましたので送付いたします。

なお、指導指針に基づく指導にあたっては、不適正なサービスを取り締まることを目的としていないことに十分留意し、サービス事業者等に加算本来の意味の十分な理解と適切な請求事務の普及となる指導をお願いします。ただし、明らかに報酬基準等に不適合となっている場合は、是正及び不適切な部分の自主返還についての指導をお願いします。

（連絡先）

厚生労働省 老健局 総務課 介護保険指導室

担当：指導係（内線：3957）

（代表）03-5253-1111

（直通）03-3595-2076

(加算請求指導に関するQ & A)

(問) 本年、2月19日に開催した「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」において説明された、介護保険施設等に対する介護保険法第23条及び第24条に基づく加算請求指導時における返還指導等の取扱い如何。

(答) 報酬請求指導マニュアルに基づく加算請求指導時において報酬基準等に適合しない場合については、その実施内容を十分考慮の上、具体的な指導として、別紙を参考に適切な対応をお願いしたい。

なお、遡及する場合の遡及期間については、従来からの取扱いにより行われたい。

加算請求指導時等における対応

区分	報酬請求の内容	報酬上の措置等	遡及
指導	<p>取扱いが不適切</p> <p>○ 加算報酬上の基準要件を満たし、解釈通知に即したサービス提供を行っているが、不適切な取扱いが認められる場合</p> <p>○ 解釈通知に即したサービス提供を実施していないものの、加算本来の趣旨を満たしていないとまではいえない場合</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用開始時に利用者の状態等の把握はしているが、その内容が不十分 ・ 本人及び家族への説明及び同意は得ているが、同意に係る説明等が不十分 ・ 多職種協働で行うべき計画書の作成が特定の職種のみで実施されている ・ 介護支援専門員等に情報提供は行っているが、その時期や内容等が不十分 ・ 記録は保管されているが、記録内容が不十分 <p>等</p>	適切な取扱いとなるよう指導	無
	<p>基準等不適合</p> <p>○ 加算報酬上の基準要件を一つでも満たしていない場合</p> <p>○ 解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合</p>	適切なサービスの実施となるよう是正指導の上、加算報酬上の基準要件等を満たしていない部分について自己点検の上、過誤調整により返還させる	有

○著しく悪質で不正な請求と認められる場合（指導から監査への変更を含む）

区分	報酬請求の内容	報酬上の措置等	遡及
監査	加算報酬上の基準要件を満たしていない場合及び解釈通知に即したサービス提供が実施されていない場合であって、当該報酬請求の内容が著しく悪質で不正な請求と認められる場合	法第22条第3項に基づく返還金及び加算金の徴収	有

2- (2)

業務管理体制の整備及び介護保険事業者の法令遵守

1 業務管理体制の整備

平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、全ての事業者に対して、指定（許可）を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じて、「法令遵守等の業務管理体制」の整備が義務付けられ、事業者ごとに届け出ることとされています。しかし、届け出れば、「業務管理体制の整備」が終わったわけではありません。

業務管理体制の整備は、単に法令遵守責任者の氏名等を行政に届け出ることが目的ではなく、あくまでも法令遵守責任者が中心となって事業者自らがコンプライアンス（法令遵守）を向上していただくことが本来の趣旨です。

2 業務管理体制の整備・運用状況の監督

本県では、平成22年度から業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、順次、定期的に報告をいただき、確認検査（以下「一般検査」という。）を実施することとしています。（根拠：介護保険法第115条の33）

一般検査は、事業者の業務管理体制の問題点について検証し、事業者が自ら業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう意識付けすることが目的です。

(1) 一般検査の内容

① 法令遵守責任者の役割及びその業務内容

確認項目：

- ・業務管理体制（法令等遵守）の考え（方針）及びその決定のプロセス
- ・法令等遵守の方針の周知状況
- ・法令遵守責任者の役割と業務内容の定め及びその決定のプロセス
- ・法令等遵守の具体的な運用状況
- ・業務管理体制の評価・改善活動の状況

等

② 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容

③ 業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況及びその内容

※②・③については、事業所等の数の区分に応じて実施する。

(2) 一般検査の実施方法

一般検査は、基本的には書面検査で行うこととしています。（報告後、その内容について疑義等があれば電話等により法令遵守責任者に連絡し、内容を確認する場合があります。また、不備が認められたときには、出頭を求め運用状況を聴取する場合があります。）

(3) 特別検査

事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合には、業務管理体制の問題点の確認やその要因の検証、取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証するために特別検査を実施します。

3 事業者・法令遵守責任者の責務

(1) 事業者の責務

業務管理体制は、事業者自身の自己責任原則に基づく内部管理を前提としたものですから、県が事業者に代わり、指定等取消事案などの不正行為の未然防止を図るものではありません。

「業務管理体制の整備に関する報告」を行うことで、事業者自らが法令遵守の取組状況や法令遵守責任者が適切に機能しているかを自己点検していただき、今後のコンプライアンス向上のための取組を考えていただくきっかけにしてください。

そのため、一般検査は定期的実施することを予定しておりますが、検査のない年においても毎年、報告事項の自己点検を通じて、自ら法令等遵守態勢を検証し、必要に応じて改善されるように継続的な取組をお願いします。

(2) 法令遵守責任者の役割

法令遵守責任者の役割については、法令等で明確に定められていません。これは、事業者自らが、事業者の実情に応じた取組を真剣に考え、試行錯誤しながらコンプライアンスを高めていただくことが重要だからです。

法令遵守責任者に何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び介護保険法に基づく通知等の内容に精通した法務担当の責任者で、事業者内部の法令遵守を徹底することができる者が選任されることを想定しています。

また、法令遵守責任者には、辞令等が交付され、その役割と業務内容が事務分掌などで明記されていることが望まれます。

●業務内容の具体例

- ・年に1回以上、各事業所等の取組状況を各事業所等の従業員又は管理者からの聞き取り及び書面での報告等により把握する。
※自己点検シート等の活用又は各種会議の場を活用する。
- ・各事業所等から選出された従業員又は管理者（以下「法令遵守担当者」という。）で組織された委員会を設置し、法令遵守責任者は事業者全体の法令遵守を徹底する連絡体制を確保する。
- ・研修等を実施し、従業員の法令遵守意識を高める。
- ・定期的に、介護保険法その他の関連情報等（制度改正及び介護報酬に関する通知・Q&A等）の収集等を行う。
- ・苦情・事故等の問題が発生した場合には、速やかに報告を求め、事実関係の把握を行い、迅速に解決を図る。その原因を究明し、防止策を法令遵守担当者で組織された委員会等の場で検討し、各事業所等の運営に反映させる。

4 一般検査の結果から

・「業務管理体制に係る届出事項の変更届出書」が未提出の事業者が見られました。法令遵守責任者の変更は勿論のこと、事業者の名称や所在地、代表者の氏名や住所、事業所名称等や所在地など、届出事項に変更がある場合は、業務管理体制に係る変更届の提出が必要です。

・いかなる法人も本来求められるはずの法令等遵守の考え（方針）が十分に記載できない事業者がありました。必ず事業者として法令等遵守の方針を明確にし、常に評価・改善を行うようにしてください。

5 業務管理体制届出の手続について

介護サービス事業者（以下「事業者」という。）の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、全ての事業者に対して、指定（許可）を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じて、「法令遵守等の業務管理体制」の整備が義務付けられました。

つきましては、「新たに事業所等の指定（許可）を受けた場合」又は「業務管理体制届出後、届出先や届出事項等に変更が生じた場合」は、下記に従い、必要な届出を行ってください。

I 新たに事業所等の指定（許可）を受けた場合

- (1) 当該申請者（法人等）が、事業者として初めて事業所等の指定（許可）を受けた場合
（＝これまでに、「業務管理体制に関する届出」を提出したことがない。）

⇒速やかに以下の体制を整備し、届出を行う。

【整備すべき業務管理体制と届出内容】

対 象		整備すべき業務管理体制	届出書類	
			届出様式	添付書類
事業所等の数	1～19の事業者	[法令遵守責任者]の選任	様式第10号	
	20～99の事業者	[法令遵守責任者]の選任		
		[法令遵守規程]の整備		法令遵守規程の概要
	100以上の事業者	[法令遵守責任者]の選任		
[法令遵守規程]の整備			業務執行状況の監査の方法の概要	
		[業務執行状況の監査]の定期的実施		

- 当該届出は、事業者（＝法人等）ごとに行います。（事業所等ごとではありません。）
- 上記「整備すべき業務管理体制・届出書類」は「事業所等の数」によって異なります。
- 「事業所等の数」は、事業所番号が同じか否かに関わらず、指定等を受けた「サービスの種類ごと」に1事業所と数え（＝例えば、同一事業所が訪問介護と介護予防訪問介護の両方の指定を受けている場合は「2」とカウント）、休止中の事業所等も含めて数えます。
なお、みなし事業所は除きます。みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったとみなされている事業所です。

【届出先】 業務管理体制は権限移譲の対象ではないため、届出先の変更はありません。

届 出 先 区 分		届 出 先
事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
	上記以外の事業者	事業所等の数が多い地方厚生局長
事業所等が岡山県のみ所在する事業者	地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、その全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	所在市町村長
	上記以外の事業者	岡山県知事

- 届出先が岡山県知事の場合は、原則として主たる事務所（本社）を所管する県民局健康福祉部健康福祉課へ届け出てください。（詳細は長寿社会課ホームページを参照してください。）

- (2) 当該申請者（法人等）が、事業者として既に事業所等の指定（許可）を受けている場合
（＝これまでに、「業務管理体制に関する届出」を提出したことがある。）

当該事業者における事業所等の数の合計が、

①19以下→20以上になった、又は、99以下→100以上になった場合

（＝整備すべき業務管理体制に変更がある。）

⇒速やかに以下の届出を行う。

対 象	届 出 書 類	
	届出様式	添 付 書 類
事業所等の数が 19 以下→ 20 以上になった事業者	様式第 11 号	法令遵守規程の概要
事業所等の数が 99 以下→ 100 以上になった事業者		業務執行状況の監査の方法の概要

②19以下のまま、又は、99以下のまま、又は、100以上のままの場合

（＝整備すべき業務管理体制に変更がない）

⇒届出不要。

- 事業所等の数が増えたことにより、事業所等の事業展開地域が変わり、「届出先」が変更
（＝市町村から岡山県へ、岡山県から地方厚生局へなど）になった場合は、上記とは別に、
下記2の届出が必要となります。

II 業務管理体制届出後に、届出先や届出事項等に変更が生じた場合

⇒速やかに以下の届出を行う。

対 象	届出が必要となる事由	届 出 書 類		届 出 先
		届出様式	添 付 書 類	
届 出 先 や 変 更 届 出 が 事 生 じ 等 た に 事 業 者	事業所等の事業展開地域が 変わり、届出先が変更とな った場合 (例) 市町村⇔岡山県 岡山県⇔地方厚生局 地方厚生局⇔厚生労働省	様式第 10 号		変更前 の行政機関 と 変更後 の行政機関 の双方
	届出先は変わらないが、届 出事項(法令遵守責任者名、 事業所の名称等)や整備す べき業務管理体制に変更が 生じた場合	様式第 11 号	※該当する場合のみ 変更後の「法令遵守規程 の概要」 変更後の「業務執行状況 の監査の方法の概要」	届出済み 行政機関

- 「法令遵守規程の概要」や「業務執行状況の監査の方法の概要」における字句修正など、
業務管理体制に実質的な影響を及ぼさない軽微な変更の場合は、上記変更の届出の必要は
ありません。

◎「業務管理体制に関する届出」に関するホームページ

<岡山県> http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=41387

又は岡山県ホームページ>保健福祉部>長寿社会課から検索

<厚生労働省> <http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/service/>

又は「厚生労働省業務管理体制」と検索

2－（3）

行政処分案件

平成23年度以降の行政処分事案について（岡山県）

1 指定の取消処分（1件）

（1）サービスの種類等

指定訪問介護・指定介護予防訪問介護

（2）指定取消処分の原因となる主な事実

ア 不正請求（法第77条第1項第5号に該当）

- ① 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日の間に、提供すべき延べ〇回のサービス提供について、いずれの訪問介護員等もサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービスを提供したとして、介護報酬を不正に請求し受領した。
- ② 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日の間に、提供すべき延べ〇回のうち、〇回のサービスについて、身体介護（入浴）のサービスを提供せず、〇回のサービスについて、いずれの訪問介護員等もサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービスを提供したとして、介護報酬を不正に請求し受領した。

イ 国民の保健医療若しくは福祉に関する法律違反

（法第77条第1項第9号、第115条の9第1項第9号に該当）

指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所である当該事業所と設備・人員等を一体的に運営している障害者自立支援法第29条第1項の規定により指定を受けた居宅介護事業所及び重度訪問介護事業所について、障害者自立支援法第50条第1項第5号に該当する介護給付費の請求に関し不正があったこと及び同項第6号に該当する虚偽の報告を行ったことを事由に、岡山県知事から指定の取消処分を受けた。

2 介護保険事業者に対する指定の全部の効力の停止（1件）

（1）サービスの種類等

指定通所介護

（2）処分の内容 指定の全部の効力の停止3ヶ月

（3）処分の原因となる主な事実

ア 不正請求（法第77条第1項第5号に該当）

- ① 平成〇年〇月から同年〇月の間に行ったサービス提供29回のうち、少なくとも

14回について、実際のサービス提供時間が、4時間以上6時間未満であるにもかかわらず6時間以上8時間未満の区分で不正に介護報酬を請求した。

- ② 少なくとも平成21年9月以降平成23年6月までの1年10ヶ月の間にAさんに提供した全てのサービスについて、サービス提供時間が6時間以上8時間未満の時間数を満たしていないにもかかわらず、満たしているものとして不正に介護報酬の請求を行った。

イ 虚偽答弁（法第77条第1項第7号に該当）

管理者への聴取及び生活相談員への聴取の際、通所介護計画と異なり短時間の利用者があるにもかかわらず、通所介護計画時間のどおりのサービス提供を行っており、短時間のサービス提供は行っていないと虚偽の答弁を行った。

3 指定の一部の効力の停止処分について（1件）

（1）サービスの種類等

指定介護老人福祉施設

（2）処分の内容

ア 新規入所者の受け入れ停止（3か月間）

イ 介護報酬請求の上限8割（1か月間）

（3）処分の原因となる主な事実

ア 介護報酬の不正請求（介護保険法第92条第1項第6号）

基準上必要とされる看護職員が配置できていないことを認識しながら、当該人員の欠如に係る介護報酬の減算を行わず、施設介護サービス費の満額を請求した。

イ 虚偽の報告（介護保険法第92条第1項第7号）

介護保険法の規定に基づく監査に係る報告に関し、当該施設において全く勤務実態のない看護職員を常勤で勤務しているとして虚偽の報告を行った。

平成23年度介護保険事業所に対する行政処分の状況(全国)

H24.11.15厚生労働省情報提供資料より

1 行政処分の対象となった事業所数

サービス種別		取消		全部停止		一部停止		計	
11	訪問介護	23	28.8%	5	17.2%	2	3.5%	30	18.1%
12	訪問入浴介護								
13	訪問看護	2	2.5%	1	3.4%			3	1.8%
14	訪問リハビリテーション								
15	居宅療養管理指導	1	1.3%					1	0.6%
16	通所介護	10	12.5%	2	6.9%	5	8.8%	17	10.2%
17	通所リハビリテーション	1	1.3%					1	0.6%
18	短期入所生活介護	1	1.3%			4	7.0%	5	3.0%
19	短期入所療養介護	1	1.3%			6	10.5%	7	4.2%
20	特定施設入居者生活介護	1	1.3%			1	1.8%	2	1.2%
21	福祉用具貸与	2	2.5%	4	13.8%	3	5.3%	9	5.4%
22	特定福祉用具販売	2	2.5%	2	6.9%	2	3.5%	6	3.6%
23	居宅介護支援	7	8.8%	3	10.3%	6	10.5%	16	9.6%
24	介護老人福祉施設					3	5.3%	3	1.8%
25	介護老人保健施設	1	1.3%	1	3.4%	4	7.0%	6	3.6%
26	介護療養型医療施設					2	3.5%	2	1.2%
27	介護予防訪問介護	12	15.0%	4	13.8%	1	1.8%	17	10.2%
28	介護予防訪問入浴介護								
29	介護予防訪問看護	2	2.5%	1	3.4%			3	1.8%
30	介護予防訪問リハビリテーション								
31	介護予防居宅療養管理指導	1	1.3%					1	0.6%
32	介護予防通所介護	8	10.0%	2	6.9%	4	7.0%	14	8.4%
33	介護予防通所リハビリテーション								
34	介護予防短期入所生活介護	1	1.3%			2	3.5%	3	1.8%
35	介護予防短期入所療養介護					6	10.5%	6	3.6%
36	介護予防特定施設入居者生活介護	1	1.3%			1	1.8%	2	1.2%
37	介護予防福祉用具貸与	2	2.5%	2	6.9%	2	3.5%	6	3.6%
38	特定介護予防福祉用具販売	1	1.3%	2	6.9%	2	3.5%	5	3.0%
39	介護予防支援								
40	夜間対応型訪問介護								
41	認知症対応型通所介護								
42	小規模多機能型居宅介護								
43	認知症対応型共同生活介護					1	1.8%	1	0.6%
44	地域密着型特定施設入居者生活介護								
45	地域密着型介護老人福祉施設								
46	介護予防認知症対応型通所介護								
48	介護予防認知症対応型共同生活介護								
		80	100%	29	100%	57	100%	166	100%

2 行政処分の対象となった事業者数

法人等種別		取消		全部停止		一部停止		計	
1	営利法人	32	91.4%	10	83.3%	6	35.3%	48	75.0%
2	非営利法人					1	5.9%	1	1.6%
3	医療法人	1	2.9%	1	8.3%	3	17.6%	5	7.8%
4	社会福祉法人	1	2.9%	1	8.3%	6	35.3%	8	12.5%
5	地方公共団体								
6	その他	1	2.9%		0.0%	1	5.9%	2	3.1%
		35	100.0%	12	100.0%	17	100.0%	64	100.0%

2- (4)

会計検査院「平成23年度決算検査報告」における 不適切に支払われた介護給付費の概要

*件数は全国、金額は国費ベース

【検査の結果】

検査の結果、100事業者に対して290市区町村等が行った平成16年度から23年度までの間における介護給付費の支払について、66,669件、393,996,556円が過大であり、これに対する国の負担額119,584,451円が不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類又は居宅介護支援の別に示すと次のとおりである。

【介護保険3施設】

1 従来型個室に入所する者に対し、多床室サービス費を算定できる場合

○会計検査院指摘事項

(1) 介護福祉施設サービス

19 指定介護老人福祉施設は、介護報酬の算定に当たり、医師の判断によらず施設の都合で個室を利用した場合においても多床室の単位数を算定していた。

このため、介護給付費5,868件、44,198,771円の支払が過大であり、これに対する国の負担額13,243,451円は負担の必要がなかった。

※本県での同様の指摘：平成22年度実地検査

(2) 介護保健施設サービス

8 介護老人保健施設は、介護報酬の算定に当たり、医師の判断によらず施設の都合で個室を利用した場合においても多床室の単位数を算定していた。

このため、介護給付費2,714件、28,427,559円の支払が過大であり、これに対する国の負担額8,365,897円は負担の必要がなかった。

※本県での同様の指摘：平成24年度実地検査

(3) 介護療養施設サービス

29 指定介護療養型医療施設は、介護報酬の算定に当たり、医師の員数が医療法等に定められている員数に満たないのに算定基準等に定める減算をしていなかったり、医師の判断によらず施設の都合で個室を利用した場合においても多床室の単位数を算定したりなどしていた。

このため、介護給付費20,359件、135,578,967円の支払が過大であり、これに対する国の負担額38,749,199円は負担の必要がなかった。

※本県での同様の指摘：平成22年度実地検査

○指摘を踏まえての留意事項

従来型個室に入所する者に対し、多床室サービス費を算定できる要件(特に従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であるか)を再確認すること。

【居宅系サービス】

1 事業所規模区分（通所系事業所）

○会計検査院指摘事項

通所介護サービス

27 指定通所介護事業者は、介護報酬の算定に当たり、事業所の規模区分を誤っていた。

このため、介護給付費 16,066 件、102,888,567 円の支払が過大であり、これに対する国の負担額 33,726,598 円は負担の必要がなかった。

※本県での同様の指摘：平成 22 年度実地検査

○指摘を踏まえての留意事項

【全ての通所系事業所で行うこと】

- 1 事業所規模算定の根拠となる前年度の平均利用延人員数(4月～2月)については、**全通所系事業所が必ず算定表を作成すること。**
その際、計算誤り等のないよう、十分留意すること。
- 2 算定の結果、前年度の規模区分から変更がある場合は、毎年3月15日までに、翌4月分からの介護給付費算定の届出書及び添付書類を所管県民局に提出すること。
- 3 算定の結果、前年度の規模区分から変更が無い場合は、事業所において算定表を保管すること。

※ 介護保険適正化システムにより、請求件数と規模の区分の一致に疑義のある事業所は抽出される。その場合は、各県民局から規模区分の再確認等の指示があるので従うこと。

なお、事業所規模の算定は、各事業所が自主的に責任をもって対応することが原則であり、書類の作成、提出、保管、報酬請求等は適切かつ確実にいき、後から報酬返還等を要することが起きないように十分に留意すること。

2 特定事業所集中減算（居宅介護支援）

○会計検査院指摘事項

4 指定居宅介護支援事業者は、作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、正当な理由なく同一の事業者によって提供された訪問介護サービス等の占める割合が 100 分の 90 を超えていたのに算定基準等に定める減算を行っていなかったり、減算となる期間には算定できない加算を算定していたりなどしていた。

このため、介護給付費 9,441 件、36,120,552 円の支払が過大であり、これに対する国の負担額 10,513,196 円は負担の必要がなかった。

※本県での同様の指摘：平成 24 年度実地検査

○指摘を踏まえての留意事項

【全ての居宅介護支援事業所で行うこと】

- 1 判定期間、減算適用期間、届出期限が次のとおり。

	判定期間	減算適用期間	提出期限
前期	3月1日から8月31日	10月1日から3月31日	9月15日
後期	9月1日から2月末日	4月1日から9月30日	3月15日

- 2 全ての居宅介護支援事業所は、年に2度、県所定の「特定事業所集中減算に係る届出書」等による算定を行うこと。

その際、計算誤り等のないよう、十分留意すること。

- 3 算定の結果、同一法人の占める割合が90%を超えた場合は、正当な理由に該当するか否かにかかわらず、必要書類を所管県民局へ提出すること。

その際、提出期限を遵守すること。

- 4 算定の結果、90%を超えない事業所についても、事業所において当該書類を保管すること。

※ 介護保険適正化システムにより、判定期間における同一法人の占める割合が90%を超えている事業所は抽出される。その場合は、各県民局から算定結果の再確認等の指示があるので従うこと。

なお、事業所規模の算定は、各事業所が自主的に責任をもって対応することが原則であり、書類の作成、提出、保管、報酬請求等は適切かつ確実にを行い、後から報酬返還等を要することが起きないように十分に留意すること。

【その他の介護サービス】

訪問介護サービス、通所リハビリテーションサービス、短期入所生活介護サービス、短期入所療養介護サービス、認知症対応型共同生活介護サービスの15事業者は、単位数の算定を誤るなどして介護報酬を過大に算定していた。

このため、介護給付費12,221件、46,782,140円の支払が過大であり、これに対する国の負担額14,986,110円は負担の必要がなかった。

3

「介護サービス情報の公表」制度

1 「介護サービス情報の公表」制度の概要

「介護サービス情報の公表」制度は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業所を主体的かつ適切に選択するための情報をインターネット等で提供する仕組みとして平成18年4月1日から導入されました。

本制度については介護保険法の改正により、平成24年度から都道府県知事が必要と認める場合に調査を実施し、手数料によらない運営ができる仕組みへと見直されました。

岡山県では、制度改正に対応した円滑な運用を目指し、平成23年度から手数料を徴さず運用をすることとし、調査事務及び公表事務を、保健福祉部長寿社会課及び各事業所を所管する県民局健康福祉部健康福祉課において実施しています。

2 平成25年度の運営について(予定)

【新規事業所(一部のみなし事業所を除く)】は「基本情報」を、【既存事業所(基準日(4月1日)前の一年間に提供したサービスの対価として支払いを受けた金額が百万円を超える事業所のみ)】は「基本情報」と「運営情報」をシステムへの入力により報告していただき公表することになります。

また、「県独自項目」「事業所の特色」が任意で公表できます。

なお、県が定めた指針に基づき、必要に応じて調査を実施します。

平成25年度の具体的な事業運営については、平成25年度「公表計画」を定め、県より改めてお知らせします。

		平成25年度予定
公表内容	必須項目	基本情報 ----- 運営情報<既存事業所は必須項目・新規事業所は任意項目>
	任意項目	県独自項目 ----- 事業所の特色
調査		調査指針に基づき知事が必要と認める場合に実施
手数料		負担なし
公表サーバー		国が一元管理するサーバーで公表 (H24.10運用開始)
実施機関		岡山県が直接実施 (長寿社会課・県民局健康福祉課)

3 その他

事業所向け操作マニュアル及び報告サブシステム（事業所向け）URL等介護サービス情報に関することは、下記に掲載しています。

岡山県保健福祉部長寿社会課HP

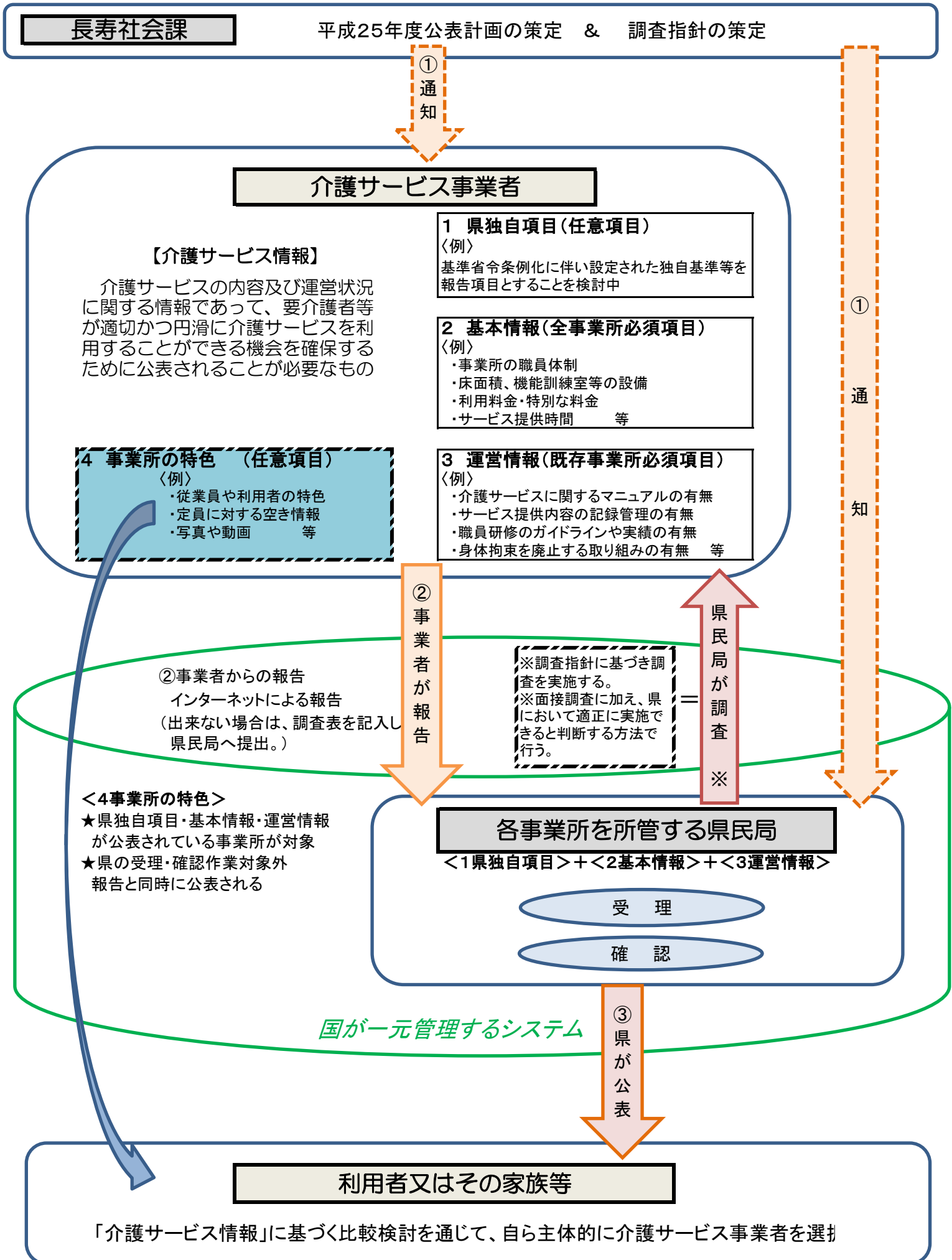
<介護保険・老人福祉関係事業者の皆様へのお知らせ>

「介護サービス情報の公表」について

<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-7669.html>

岡山県「介護サービス情報の公表」制度の仕組み

介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業者を主体的に選択できるように、その判断に資するための「介護サービス情報」を、比較検討が可能な形でインターネットを通じて提供する仕組み



岡山県「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針

「介護サービス情報の公表」制度については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35第3項及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第115条の35第3項の規定による調査の実施に当たって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の47の2の規定により、県の調査指針を定める。

1 調査実施の指針

調査は、原則、下記の場合に行うこととする。

(1) 事業者自らが調査を希望する場合

ただし、調査希望事業所に対しては、当該年度の県の実地指導を優先的に実施し、実地指導と同時に調査をすることとする。

また、外部評価が義務付けられている地域密着型サービス事業所や福祉サービス第三者評価を定期的に行っている事業所については、調査を行わないこととする。

(2) 公表内容について、利用者等から通報があり、調査において内容確認が必要であると判断される場合

(3) 報告内容に虚偽が疑われる場合

(4) 県所管事業所・施設について新規指定後初めて実地指導を行う場合

2 調査の効果的実施

調査を効果的に実施するために、上記1の(1)は、調査を希望する旨を毎年度5月末までに、各事業所を所管する県民局へ連絡してきた場合に限り実施する。

また、県が指定権限を有しない事業所（指定都市等が指定する事業所又は市町村が指定する地域密着型事業所）に対しても調査をすることができるが、調査を実施する必要がある場合には、該当の指定権者に適宜情報を提供し、連携の上、適正な調査を行うこととする。

附則（施行期日）

この指針は、平成24年10月1日から施行する。

4

労働法規の遵守

平成24年4月に施行された改正介護保険法により、事業者に対する労働法規の遵守の徹底が図られることになっており、労働関係法令に違反した場合には、指定又は許可を受けられないことがあります。

また、既に指定を受けていても、労働関係法令に違反し、罰金刑に処せられるような場合は、指定を取り消される可能性もあります。

<指定の欠格事由> ※H24. 4月から以下（①及び②）が追加されました。

（介護保険法第70条第2項、第79条第2項、第86条第2項、第94条第3項、第115条の2第2項関係）（旧介護保険法第107条第3項）

- ① 労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、又は執行を受けることがなくなるまでの者（※）
- ② 労働保険の保険料の徴収等に関する法律により納付義務を負う保険料等滞納処分を受け、引き続き滞納している者

また、①については、指定取消の要件としても追加されました。

（介護保険法第77条第1項、第84条第1項、第92条第1項、第104条第1項、第115条の9第1項関係）（旧介護保険法第114条第1項）

<労働に関する法律で政令で定める規定>

【労働基準法】昭和22年法律第49号

【最低賃金法】昭和34年法律第137号

【賃金の支払いの確保等に関する法律】昭和51年法律第34号

で定める規定のうち、賃金の支払等に係るもの

<参考>

「社会福祉施設における労働条件の確保・改善と労働災害防止についてのお願い」

下記、岡山労働局ホームページからアクセスできます。

http://okayama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/topics/2012/syakaifukushi.html

労働条件の確保・改善及び労働災害防止についてのお願い

本日、ご出席の事業場の皆様には、日ごろより労働行政の運営につきご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日は集団指導の貴重な時間をお借りして岡山労働局から2点お願い申し上げます。

1点目は労働条件の確保・改善のお願いです。

介護事業を含む社会福祉関係の事業は、全産業と比較して労働基準法、労働安全衛生法違反の割合が高くなっています。労働基準法違反の主なものは、労働時間管理が適正でない、割増賃金が適正に支払われていない、就業規則の作成・届出がない、労働条件が明示されていないなどがあります。

また、労働安全衛生法違反の主なものは、定期健康診断を実施していない、衛生管理者を選任していない、衛生委員会を開催していないなどがあります。

介護人材の確保・定着を図るためには、事業者による労働環境整備の取組を推進することが大切です。

本日の資料のパンフレット「介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント」は労働基準法に定める基準についてわかりやすく解説した内容となっております。

御一読いただき、労働条件の整備について十分でない点があれば自主的に改善いただきますようお願いいたします。

2点目は労働災害防止のお願いです。

岡山県内の社会福祉施設における労働災害は、年々増加しており、平成24年12月末時点の速報値で平成23年1年間の人数を超え、また、平成14年の4倍となる100人に迫る状況となっております。

直近約10年間の労働災害は主として介護、介助作業時において発生しており、その内訳は腰痛やねんざである「動作の反動・無理な動作」が34%、「転倒」が30%となっております。

「腰痛やねんざ」の防止のためには、①作業姿勢と動作、②作業標準の整備、③介護者の適正配置、④施設及び設備の構造の改善などがポイントとなります。

「転倒」防止のためには、上記に加えて「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」、これは4S活動と呼ばれていますが、安全で衛生的な作業場所・通路の確保がポイントとなります。

本日の資料「社会福祉施設の事業主、労働者のみなさまへ」は県内における労働災害の発生状況、労働災害防止のポイント、労働安全衛生法のポイントをまとめたものです。

こちらについても御一読いただき、全員参加により毎月定期的に職場の安全点検を行って頂き、労働災害防止意識の向上、安全な職場環境の推進を図るなど自主的な安全衛生管理の改善に努めていただきますようお願いいたします。

なお、労働基準法、労働安全衛生法など関係法令、労働災害防止のお問い合わせは最寄りの労働基準監督署（パンフレットの最後に連絡先があります）又は岡山労働局監督課（086-225-2015）、健康安全課（086-225-2013）までお願いいたします。

5

介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応に係る指針

1 目的

介護保険法に基づく運営基準等において、介護保険事業者(以下「事業者」という。)は、介護サービスの提供による事故発生の防止並びに発生時の対応について、必要な措置が定められている。

しかし、介護保険施設等における介護サービス提供中の重大な事故が後を絶たず、高齢者の生命・身体の安全の確保が最優先の課題となっている状況である。

このため、介護サービスの提供に伴う事故発生の未然防止、発生時の対応及び再発防止への取組等について次のとおり指針を定め、もって、利用者又は入所者等の処遇向上を図ることを目的とする。

2 事故発生の未然防止

(1) 居宅サービス事業者

- ① 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくこと。
- ② 管理者は、従業員に対し、事故発生の防止に関する知識等を周知するとともに、事業所外の研修等を受講させるよう努めること。

(2) 施設サービス事業者

- ① 事故発生の防止のための指針を整備すること。
- ② 事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。
(上記、指針、委員会及び研修についての詳細は、基準省令及び解釈通知を参照すること。)

3 事故発生時の対応

(1) 居宅サービス事業者

- ① 事故の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
- ② 当該利用者の家族、県(所管県民局健康福祉部)、市町村(所在市町村及び保険者)、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡・報告を行うこと。
- ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
(記録は2年間保存すること。)

(2) 施設サービス事業者

- ① 事故の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
- ② 当該利用者の家族、県(所管県民局健康福祉部)、市町村(所在市町村及び保険者)等に連絡・報告を行うこと。
- ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
(記録は2年間保存すること。)

4 事故後の対応及び再発防止への取組

(1) 居宅サービス事業者

- ① 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- ② 事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるとともに、全従業員に周知徹底すること。

(2) 施設サービス事業者

- ① 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- ② 事実の報告及びその分析を通じた改善策を職員に対し周知徹底すること。
(上記、報告、分析等についての詳細は、基準省令及び解釈通知を参照すること。)

5 県(所管県民局健康福祉部)への報告

(1) 報告すべき事故の範囲

報告すべき事故の範囲は、原則、以下のとおりとする。

① サービス提供による利用者の事故等

ア. 事故等とは、死亡事故の他、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥等サービス提供時の事故により、医療機関で治療又は入院したもの及びそれと同等の医療処置を行ったものを原則とする。(事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者の自身に起因するもの及び第三者によるもの(例:自殺、失踪、喧嘩)を含む。)

イ. サービス提供には、送迎等も含むものとする。

② 食中毒、感染症(結核、インフルエンザ他)の集団発生

③ 従業員の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの

④ 火災、震災、風水害等の災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故等

(2) 報告事項

県(所管県民局健康福祉部)への報告は、別紙様式を標準とする。ただし、市町村で報告様式が定められている場合や、別紙様式の各項目が明記されている書式がある場合には、それによっても差し支えない。

(3) 報告手順

事故等が発生した場合は、速やかに家族等に連絡し、県(所管県民局健康福祉部)及び市町村(所在市町村及び保険者)に報告する。

また、感染症の集団発生が疑われる場合には、速やかに管轄保健所に連絡し、併せて、県(所管県民局健康福祉部)及び所在市町村に報告する。

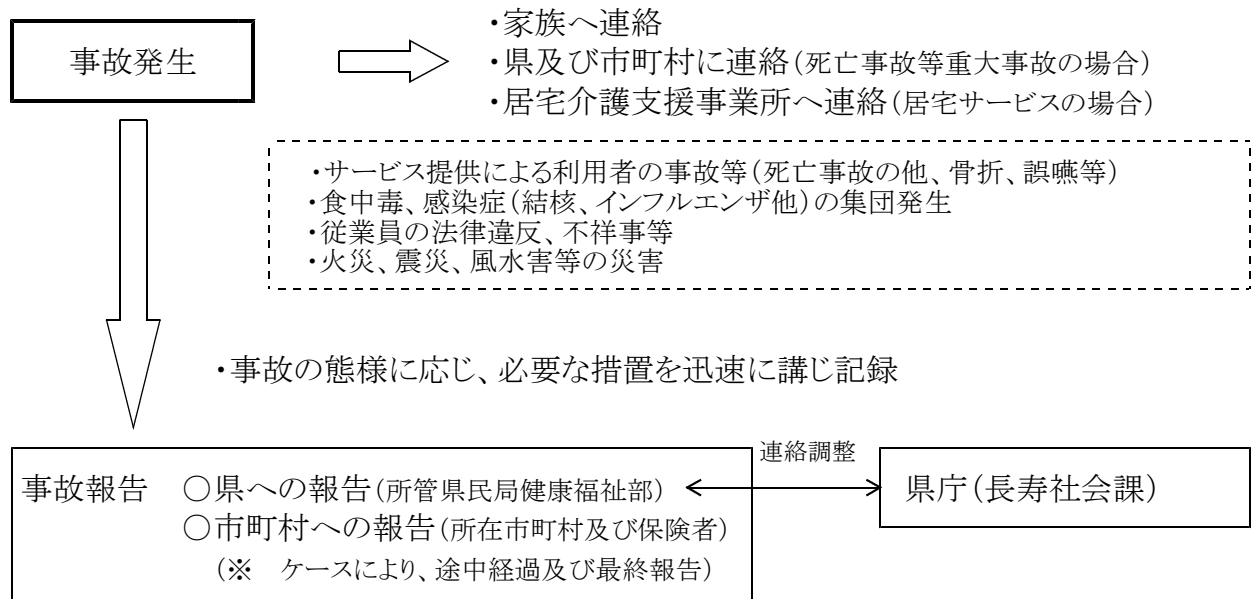
① 第一報

死亡事故等、緊急性の高いものは、電話等により事故等発生の連絡を行い、その後、速やかに報告書を提出する。

② 途中経過及び最終報告

事業者は、事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終報告書を提出する。

※ 参考(事故報告フロー図)



(報告様式)

第1報：平成 年 月 日

第2報：平成 年 月 日

介護保険事業者・事故報告書

第1報（発生後速やかに報告）

事業所	名称			サービス種類	
	所在地			電話番号	
	報告者	職名	氏名		
利用者	氏名	(男女)		被保険者番号	
	生年月日	明・大・昭 年 月 日 (歳)	要介護度	要支援 () ・ 要介護 ()	
事故の概要	発生日時	平成 年 月 日 ()		午前・午後 時 分 頃	
	発生場所	<input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	事故種別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 誤嚥・異食 <input type="checkbox"/> 誤薬 <input type="checkbox"/> 失踪 <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> 感染症等 () <input type="checkbox"/> その他 ()			
	事故結果	<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫 <input type="checkbox"/> 切傷 <input type="checkbox"/> その他 ()			
事故発生時の具体的状況				報告先	報告・説明日時
				医師	/ : :
				管理者	/ : :
				担当CM	/ : :
				家族	/ : :
				県民局	/ : :
				市町村	/ : :
	/ : :				

第2報（第1報後2週間以内）

事故後の対応（利用者の状況、家族への対応等）
損害賠償 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 完結 <input type="checkbox"/> 継続) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未交渉
事故の原因
再発防止に関する今後の対応・方針

注1 介護サービス提供中に事故等が発生した場合に、この報告書を県（所管県民局）に提出してください。
 注2 第2報提出時に事故対応が未完結の場合は、その時点での進捗状況や完結の見込みなどを、今後の対応・方針欄に記載してください。なお、記入欄が不足する場合は、必要に応じ別に記載してください。